平成２２年（フ）第１２４５０号
埼玉県さいたま市南区内谷５丁目21―11―101、住民票上の住所岐阜県羽島郡笠松町円城寺724
破産者　鈴木　繁治
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５７１号
東京都葛飾区新宿３丁目８番３号
破産者　株式会社ワールドスタイル・エクシード
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５８９号
東京都港区南麻布２丁目３―22―402、住民票上の住所東京都小金井市前原町４丁目11―45―401
破産者　大平　光一
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６１３号
東京都墨田区八広３丁目31―７―411
破産者　金子　秀行
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６４３号
東京都板橋区中台３丁目27―Ｆ―1110
破産者　尾形　興司
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６４９号
東京都豊島区南池袋２丁目９―15―604
破産者　吉田　憲市
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７２１号
神奈川県鎌倉市岡本１丁目６―16
破産者　近藤　静子
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７７３号
東京都中野区中央３丁目13―11―702
破産者　関藤　美樹
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７９８号
埼玉県朝霞市溝沼２丁目２―18―105
破産者　鳴井　幸一
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７９９号
東京都墨田区緑４丁目11―４―201
破産者　高畠　知花（旧姓鬼澤）
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２８９２号
東京都西東京市住吉町４丁目16―13
破産者　藤田　浩子（旧姓齊藤）
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９７２号
東京都昭島市松原町５丁目７―８
破産者　矢崎　博之
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９８３号
神奈川県横浜市緑区鴨居町2477―３―302
破産者　川口　輝久
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９８７号
東京都目黒区中町２丁目50―13　ＴＨＥ　ＰＥＡＫ４Ｃ
破産者　小田切千幸
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０２５号
千葉県千葉市美浜区幸町１丁目８―２―914
破産者　小橋　　毅
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３１３８号
東京都町田市原町田２丁目22番32―1001号
破産者　有限会社勝福
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３１３９号
東京都町田市中町２丁目10―10―202
破産者　藤原　和彦
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３１４０号
東京都町田市中町２丁目10―10―202
破産者　藤原ひろみ
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３１７４号
東京都板橋区赤塚新町２丁目10―５―401
破産者　福島　秀樹
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３１７６号
東京都府中市四谷１丁目２―10―205
破産者　上野　潮理
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２２５号
東京都墨田区墨田３丁目２―11
破産者　田中胤伯こと　姜　　胤伯
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２２６号
東京都墨田区墨田３丁目２―11
破産者　田中愛春こと　朴　　愛春
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部